

該当する場合に必要な書類

住宅の所有	ア 自己所有・・・なし
	イ 分譲マンション 規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない旨（専有部分の用途に関する規約の写し） 規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類（様式3）
	ウ 賃貸 賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨を証する書類
	エ 転貸 賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書類
住宅の使用	ア 家主居住型 住宅に人を宿泊させる間、届出者が施設内にいることを証する書類（届出書第5面）
	イ 家主不在型 当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類 入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類 住宅に人を宿泊させる間、届出者が施設内にいることを証する書類（届出書第5面）
住宅の管理 「届出住宅の管理について」参照	ア 自主管理・・・なし
	イ 管理業者に委託 管理受託契約時に住宅宿泊管理業者より交付された以下の書面の写し 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅 住宅宿泊管理業務の実施方法 契約期間に関する事項 報酬に関する事項 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容 その他国土交通省令で定める事項